

新型コロナウイルス感染症にかかる学校の対応について

1 児童生徒の同居する家族の職場に濃厚接触者がいた場合

(例) 児童生徒の同居する父の勤務先に濃厚接触者が判明したが、父は濃厚接触者とはなっていない。

⇒ 児童生徒は通常通りの登校になります。

2 児童生徒の同居する家族が濃厚接触者となりPCR検査等を受検した場合

(例) 児童生徒の同居する母の勤務先に感染者が判明し、母が濃厚接触者となりPCR検査等を受検することになった。

⇒ 同居のご家族がPCR検査等を受検されることになった場合は、速やかに学校へご連絡ください。また、検査結果が判明するまで児童生徒の登校を控えていただくようご協力をお願いします。

◇学校業務時間外や休日の場合は、市役所 (Tel 075-951-2121) へお電話ください。学校へ連絡を取りたい旨をお知らせいただくとともに、お子様の「学校名・学年・学級・連絡先の電話番号」をお伝えください。あらためて、学校から連絡させていただきます。

3 児童生徒が、本人の体調不良等により、PCR検査等を受検した場合

(例) 体調不良等により受診したところ、医師からPCR検査を勧められた。

⇒ 濃厚接触者に特定されていない児童生徒が、体調不良等によりPCR検査等を受検し陰性となった場合は、症状がなくなり次第、登校可能となります。

4 児童生徒の同居する家族が感染したと判明した場合

⇒ 保健所により、児童生徒が感染者の濃厚接触者と特定された場合は出席停止となり、PCR検査等を受検することになります。

⇒ PCR検査等の結果が陰性であっても、原則、感染者との最終接触日の翌日から2週間は自宅待機（出席停止）となります。発病することなく2週間を経過すると登校可能となります。

上記の自宅待機の期間は、各事案の状況に応じて、保健所が決定します。

5 児童生徒の感染が判明した場合

⇒ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症を発症またはPCR検査等で陽性反応が出た場合は、入院または自宅療養により、治癒するまで出席停止となります。

⇒ 学校は、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力します。また、保健所の指示に従い、消毒その他適切な処置を行います。

6 その他

同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合も児童生徒の登校を控えてください。